

2007年(平成19年) 11月22日(木曜日)

環境／新エネルギー／機械・エンジニアリング

## 日本環境

# 中央研の分析体制強化

## 施設 拡張 P F O S など照準

環境分析事業を展開している日本環境(東京都千代田区)は、中央研究所(横浜市金沢区)を拡張、ストックホルム条約(POPs条約)の下で世界的な規制強化の枠組みが検討されているPFOs(パーフルオロオクタンスルホン酸塩)など、環境中の特殊物質の分析受け入れ体制を強化した。PFOsは有機フッ素化合物の一種で、国内では化審法の第2種監視化学物質に指定。EUでは昨年12月に販売と使用に関する制限が正式発表された。RoHS関連の顧客の要望を受け、同社は今春から製成品中PFOsの分析サービスを開始しており、製品と環境の両面から顧客を開拓する。一方、今回の拡張で食品残留農薬の専用ラボを立ち上げており今後、食品安全分野に本格参入する。

## 食品安全分野参入も

日本環境は、中央研究所の拡張エリアを10月から使用開始。実験室を増やして目的別にラボを分けることで分析を効率化、競争力を高めた。床面積は1.8倍に拡張、分析室のほか事務スペースも広がっており、人員増も視野に入れる。

今回の拡張で、とくにPFOsや、PFOsと同じ有機フッ素化合物のPFOA(パーフルオロオクタンスルホン酸)など環境中の特殊物質の分析を強化し、ラボ分離によって材料分析、有害大気汚染物質・製品の放散量測定などの効率化を進める。

PFOsは撥水剤や界面活性剤、難燃剤、半導体の表面処理剤などを製造する際に使用されてきたが、環境残留性、生物濃縮性、有害性などがあ

り、化審法の第2種監視化学物質に指定されている。国内では現在も半導体製造用を中心に年間10万トン程度が生産されているという。

またEUは、昨年12月の官報でPFOsの販売と使用に関する制限を正式発表。残留性有機汚染物質に関するPOPs条約をめぐっては、ジュネーブで、あす23日まで開催されているPOPs検討委員会で、PFOsなど5候補物質の附属書掲載について締約国会議が検討すべきかを審議、条約対象物質への追加に関する世界的な検討が行われている。

日本環境は、昨秋にEUでPFOs規制が採択された時点から分析方法の開発に着手。今年4月

にPFOsなど製成品中の有機フッ素化合物の分析サービスを開始した。溶媒抽出・LC/MS/MSによって分析し、定量下限値はEU基準の10分の1となる。前処理工程の多様なノウハウなども生かし、製成品だけでなく、排水を中心に環境中の分析も展開する。

一方、拡張の際に食品残留農薬の専用ラボも構築した。従来も協力会社の化学分析コンサルタントと当該事業を展開してきたが、専用ラボ構築を機に、ポジティブリスト制にかかわる残留農薬分析など食品安全分析分野に本格参入する。そのため厚生労働省の登録検査機関にも近く申請する予定。